

第2回みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会 安心・安全向上WG部会 議事録

- 日 時 平成23年10月11日(火) 午後7時15分から8時15分まで
- 会 場 美濃加茂市生涯学習センター203会議室
- 参加者 美濃加茂市 佐合茂樹 委員(副部会長)
美濃加茂市 八田善明 委員
坂 祝 町 金武政博 委員
富 加 町 市原正隆 委員
事 務 局 美濃加茂市 定住自立圏推進室 井戸 伸
富 加 町 総務課 石井秀樹
欠 席 美濃加茂市 安藤道弘 委員
川 辺 町 加藤 賢 委員
七 宗 町 松山有広 委員

1 開 会

事務局：本日の出席者、欠席者を確認。欠席者にも資料が送付してあり、意見を徴収中であること、部会長が欠席のため副部会長が部会長を務めることを確認します。

2 副部会長あいさつ

副部会長：本日の課題は、共生ビジョンの更新作業です。各委員より発言をいただき、協議を進めたいです。

3 共生ビジョンの変更案について

事務局：共生ビジョン更新案のうち、医療分野No.1～No.3・福祉分野No.4～No.10について一括して説明の変更について説明。

副部会長：共生ビジョン更新案について補足説明。

「救急情報共有連携システム事業」(メディカカード) 県内でも、国立恵那・高山赤十字・多治見・松浪・岐阜大学などの医療機関が導入を進めています。他の病院へ搬入する際にも情報は使える。カード容量に余裕があるため他の情報を入れることも検討されているようです。救急救命に効果をあげています。

「休日急患診療事業」 救急搬送と時間外診療(ウォーク・イン)が増加し、木沢記念病院など救急病院が混雑してきたため、初期診療体制を再構築するための事業です。5月から実施しているが、木沢記念病院へのウォーク・インは減っており、実績が出ています。

「基幹医療機関ヘリポート設置検討事業」 災害拠点病院の機能強化のため、救急救命の観点からも設置が必要と考えています。

「福祉従事者スキルアップ支援事業」 10月から事業が開始されたとのこと。今後も広がることを期待したいです。

佐合委員：「可茂特別支援学校関係学童保育事業」について、現在の学童保育は小学生低

学年を対象としているが、この事業においては中学生まで対象となりえることについてはどうでしょうか。

事務局：現在の学童保育事業では、小学校低学年を対象としています。この事業は、市内牧野に開設された可茂特別支援学校に通う子どもたちの放課後支援がポイントであり、現在の学童保育事業とは制度等が異なるものです。

八田委員：「可茂特別支援学校関係学童保育事業」について、多治見などの圏域外からの利用もあるのではないかと、費用負担はどうなるのでしょうか。

事務局：学童保育事業が、障害者自立支援法のもとで実施される事業となりえるのであるなら、同法の制度において実施され、利用者は障がい福祉サービスを受給する形になると考えられます。しかし、現在同法の改定も見込まれており、注視している段階です。

金武委員：「幼児療育支援事業」について、幼児療育支援施設へ通う場合、そのきっかけづくりに親の受容が難しい場合もあるとききます。しかし、早期のケアにより改善されることも多くあると思われるため、しっかりと対応していく必要があると思います。

八田委員：この10事業に異議はないが、今後、八百津町や東白川村が事業に参加しないこともあるのだろうか、そういった場合に利用者においても市町村の境界ができるのだろうか。

事務局：定住自立圏の協定は、中心市と周辺町村において1対1の協定になるため、町村によっては事業参加しないことも考えられます。利用者に不便が生じてはいけないため、事業内容等を新たに協定締結する町村にはしっかりと説明していきたいです。

市原委員：全ての事業が必要なものと理解している。「地域福祉活動の推進事業」について、生きがいくりは事業として具体化することが難しいと思われれます。要支援者を見守りしていくことはどこの地域も必要なことであり、地域によっては実施されているところもある。まずは、地域住民の意識を向上することが必要とも思われれます。

八田委員：事業として形が見えるものでないと、実施していくことが難しくなります。今後、この事業は行政においても検討を進めてほしい。

事務局：「地域福祉活動の推進事業」は、川辺町との協定締結によって加わった事業。現在、川辺町を含めて事業の具体案を検討しています。

金武委員：地域福祉の向上をはかる事業には県社協の助成もあります。坂祝町も現在3地区で実施しています。地域によって考え方も様々であり、一様にはいかないこともあります。

市原委員：全ての地区で同じことを進めていくことは難しい、最小公倍数でよいので実現できることから進めていくべきだと思います。

事務局：本日説明した内容も考慮いただき、ビジョン更新案への修正意見などは10月14日までに、各市町の役場を通じてご連絡ください。